

【シンガポール】アフターコロナを見据えたクルーズ観光産業の強化 —シンガポール政府観光局法の改正—

海外立法情報課 日野 智豪

* 2022年9月28日、シンガポール政府観光局法が改正された。クルーズ観光産業の成長及びクルーズハブとしての地位の確立等を目的に、シンガポール政府観光局の権限を強化する。

1 法改正の背景・経緯

シンガポールのクルーズターミナル¹であるマリーナベイ・クルーズセンター・シンガポール(MBCCS)が2012年に開港して以降、国内のクルーズ観光産業は、驚異的な成長を遂げ、クルーズ旅客数は、2012年から7年間で、計182万人に達している。また、コロナ禍により減少していたクルーズ観光の需要は、世界的に回復してきており、アジア太平洋地域のクルーズ旅客数は、2022年の340万人から2027年には730万人に増加すると予測されている²。

観光産業にとって重要なインフラであるクルーズターミナルが、同産業の発展に即した形で運営されることを保証するため、シンガポール政府観光局(Singapore Tourism Board: STB)は、クルーズ観光産業の高いサービス水準を確保し、限られたバース(berth)³を最適化し、過剰な価格設定を防止する規制権限等を持つことが必要であるとされていた⁴。

2022年8月1日、STB及び観光基金の権限、観光ガイドの規制等を規定する1963年シンガポール政府観光局法⁵(1964年1月1日施行、以下「1963年法」)を改正し、STBにクルーズ観光産業の経済規制に関する法的権限を付与すること等⁶を規定する改正法案が、シンガポール議会に提出された。法案は同年9月12日に可決され、同月28日、大統領の署名を経て、全30か条から成るシンガポール政府観光局(改正)法⁷として制定され、同年12月15日に公布された(2023年1月1日一部施行、同年4月1日残る規定を施行)。

2 シンガポール政府観光局(改正)法のクルーズ観光産業の強化に係る主な内容

(1) クルーズターミナルに対する経済規制の役割の移管(改正法第5条)

シンガポール海事港湾庁(Maritime and Port Authority of Singapore: MPA)は、シンガポール海事港湾庁法⁸に基づいて同国の海事・港湾サービス及び施設の提供を規制する権限を有しており、クルーズ観光サービスについては、海上保安、港湾施設の使用料等の価格設定等を監督してき

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年4月7日である。

¹ クルーズ船の停泊場所、クルーズ船の乗員・乗客の乗船・下船及び出入国する場所並びにその関連施設を指す。

² “Speech by MOS Alvin Tan at the Second Reading of the Singapore Tourism Board (Amendment) Bill,” 2022.9.12. Ministry of Trade and Industry Singapore website <<https://www.mti.gov.sg/Newsroom/Speeches/2022/09/Speech-by-MO-S-Alvin-Tan-at-the-Second-Reading-of-the-Singapore-Tourism-Board>>

³ 船舶を係留できる施設を整備した所定の停泊場所を意味する。

⁴ *op.cit.*(2)

⁵ Singapore Tourism Board Act 1963. <<https://sso.agc.gov.sg/Act/STBA1963>>

⁶ 改正法案は、クルーズ観光産業の強化に加え、クルーズ観光に限らず、観光産業全般に関するSTBの権限を明確化し、強化することも規定している。*op.cit.*(2)

⁷ Singapore Tourism Board (Amendment) Act 2022 (No.28 of 2022). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/28-2022/Published/20221215?DocDate=20221215>>

⁸ Maritime and Port Authority of Singapore Act 1996 (No.7 of 1996). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/7-1996/Published/19970530?DocDate=19960202>>

た。また、MPA と STB は共同で、バースの割当て及びクルーズターミナルの運営事業者のサービス基準も規制してきた。今回の改正は、クルーズ観光サービスに関して、海上保安を除いた、港湾施設の使用料等の価格設定、バースの割当て及び運営事業者のサービス基準を規制する役割を、MPA から STB に移管するものである。

(2) 第 3AA 章「クルーズターミナル」の挿入（改正法第 15 条）

改正法では、クルーズターミナルの経済規制を明確にするために、1963 年法の第 3A 章と第 3B 章の間に、第 3AA 章「クルーズターミナル（第 29 条、第 29A 条～第 29ZG 条、全 34 か条）」が挿入された。これにより、改正後のシンガポール政府観光局法は、第 1 章：序文、第 2 章：局の設立、法人格及び構成、第 3 章：局の機能、責任及び権限、第 3A 章：観光ガイド、第 3AA 章：クルーズターミナル、第 3B 章：執行権限等、第 4 章：雑則の全 7 章 92 か条及び附則の構成となった。第 3AA 章の主な内容は次のとおりである。

- ① **運営事業者の許可制度**：有効な運営許可証を有していない限り、クルーズターミナルを運営してはならない。違反事業者は、50 万シンガポールドル⁹以下の罰金に処される。違反が継続する場合、1 日につき 5,000 シンガポールドル以下の罰金が科される（第 29A 条）。
- ② **クルーズターミナルの運営許可の条件**：(a)クルーズターミナルを公共交通機関に接続することを含む、建物、バース、設備、施設等との相互接続等、(b)バース、その他のクルーズ港のサービス及び施設を予約するためのコンピューター又は電子システムとの相互接続等を提供することができるように、他者（運営事業者かどうかを問わない。）との協定等を締結しなければならない（第 29I 条）。
- ③ **運営事業者に対する経済規制**：運営事業者の運営許可証の所有及び取得に対する監督・管理を行う権限を STB に付与する（第 29R 条、第 29S 条）。
- ④ **運営事業者の所在地**：運営事業者は、本部をシンガポール国内に置き、業務管理等を国内で行わなければならない（第 29V 条）。
- ⑤ **特別管理命令に基づく STB の権限**：運営事業者が倒産した場合等、事業の継続性を確保するために主務大臣によって発出された特別管理命令により、運営事業者の業務、事業、財産を直接管理する権限が、STB に付与される（第 29ZB 条、第 29ZC 条）。

(3) 第 32A 条の新設（改正法第 18 条）

第 3AA 章の管理、執行、遵守の確保を目的に、STB の管理官 (Controller) 又は査察官 (inspecting officer) は、クルーズターミナルに立ち入り、そこで行われるあらゆる活動等を検査することができる。その場合、写真、音声、映像といった記録を取ることもできる。また、クルーズターミナルにおける港湾サービス及び施設の提供事業に関連するあらゆる者の帳簿、文書、電子記録又はその他の記録を調査し、その提出を求めることができる。また、第 3AA 章等に基づく犯罪（運営許可に係る違反等）の証拠資料であると管理官又は査察官が判断した場合、地方裁判所等の令状に基づき、クルーズターミナルで発見された物品を押収することができる。

(4) シンガポール海事港湾庁法の改正（改正法第 29 条）

運営事業者に対する経済規制の役割が STB に移管されたことを受け、シンガポール海事港湾庁法第 7 条を改正し、MPA が運営事業者を規制すること（バースの割当て、港湾施設の使用料等の価格設定、クルーズターミナルの運営効率等の規制）を認めないとした。

⁹ 1 シンガポールドルは約 99.9 円（令和 5 年 4 月分報告省令レート）。